

# 八幡市子育て短期支援事業のご案内

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育を行う事業です。

## 対象

小学校修了前の児童

## 利用できる事由

冠婚葬祭、疾病、育児疲れ、育児不安、出産、看護、学校等の公的行事への参加など

## 利用期間

原則として1回の利用につき7日以内（1泊2日～6泊7日）

## 利用料（1日につき）

区分	2歳未満の児童	2歳以上の児童
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円



※1泊2日からの利用となります。

※利用料は、直接施設にお支払ください。

※利用期間中に医療機関へ受診の必要があった場合の医療費などは利用者負担となります。

## 申込み方法

申し込みは利用開始の1週間前までにお願いします。

（申請に必要なもの）

- ・母子健康手帳
- ・印鑑

※生活保護を受給されている場合は「保護受給証明書」が必要です。

## 注意事項

- ・送迎は保護者でお願いします。
- ・疾病等や受け入れ施設内による感染症の流行等の理由で、ご利用できない場合があります。
- ・施設の利用状況により、キャンセル待ちとなることがあります。

## 実施施設

### 「京都大和の家」（乳児院・児童養護施設）

（京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字笛竹37） ・近鉄京都線「新祝園駅」より約800m

### 「桃山学園」（児童養護施設） ※おおむね3歳以上から利用できます。

（京都府京都市伏見区桃山町遠山50） ・京阪宇治線「六地藏駅」より約600m

### 「大阪水上隣保館乳児院」（乳児院）

### 「遙学園」（児童養護施設） ※おおむね4歳以上から利用できます。

（大阪府三島郡島本町山崎5-3-18） ・JR東海道本線「山崎駅」より約400m



お問い合わせ先：八幡市役所 子育て支援課 家庭児童相談室 電話 075-983-1111（代）